

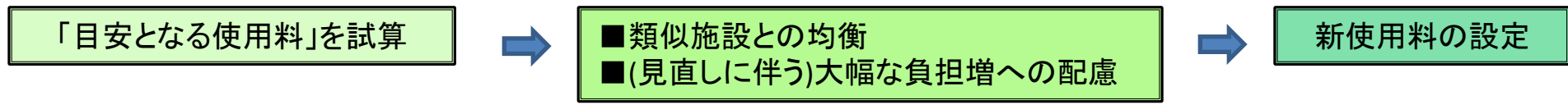
# ①施設使用料等の見直しに関する考え方(前回のまとめ)

## 1 基本方針

負担の公平性を確保するため、行政サービスの提供に必要なコストについて、「サービスの公共性」や「受益性の度合」等に応じ、施設使用料等の見直しを行い適正化を図る。

- ①**受益者負担の原則**.....施設を使用する人・しない人との負担の公平性の観点から、利用者には応分を負担。
- ②**体系的な施設使用料を設定**.....施設の利用に係る経費の考え方を整理し、わかりやすい料金体系に。
- ③**施設使用料減免基準の見直し**.....財政運営面からの適正収入の確保。公正性・透明性ある制度運用。

## 2 使用料設定の手順



## 3 「目安となる使用料」の考え方

$$\text{※「目安となる使用料」} = \text{①「原価」} \times \text{②「受益者負担率」}$$

【施設に要する経費の範囲と負担区分のイメージ図】

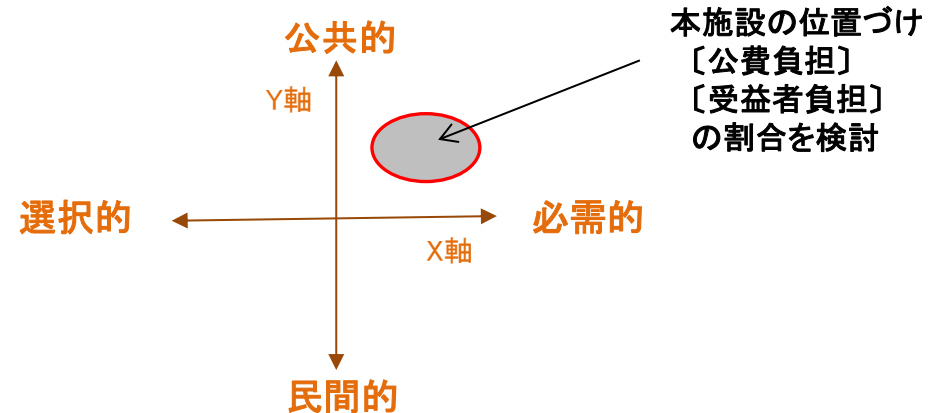
施設に係る全体経費(トータルコスト)	
施設管理運営経費(ランニングコスト)	施設整備費(イニシャルコスト)
経常的管理運営費	改修費
利用者負担	税負担

目安となる使用料

・①「原価」とは

$$\frac{\text{施設の管理運営費(人件費+維持管理費)}}{\text{貸し部屋総面積} \times \text{利用可能時間}} \times \text{利用面積}$$

・②「受益者負担率」とは



## ④「目安となる使用料」の算出基準

→ サービス提供に必要な経費

■ 目安となる使用料 = 原 価(コスト) × 受益者負担率

1時間・1㎡あたりの  
原価

×

部屋毎の  
利用面積

施設の管理運営費[※1]

貸し部屋総面積 × 利用可能時間

⇒「管理運営費[※1]」の対象となるもの

「人件費」……基準給与年額 × 人員

「物件費」……需用費(光熱水費、消耗品費等)  
委託料(清掃、警備、消防・電気  
・エレベーター・自動扉・空調他設備、  
植栽管理等)  
賃借料(モップ、コピー機・印刷機等)  
役務費(電話代・じん芥収集等)

「維持補修費」……修繕料  
(日常的に発生する軽度な修繕料)

施設の設置目的、サービスの性格等に応じた  
「公費(市税等)」と「受益者(利用者)」の負担割合

＜本施設の場合＞

公費と受益者で負担するもの

(全市民が対象で必要に応じて利用でき、  
広く地域の連帯、健康の増進や文化的生活  
に寄与するサービス)

…公民館・体育館・グラウンド等

※公 費 : 受益者 = 50% : 50%

＜(例)その他施設の場合＞

全面的に公費負担するもの

…道路・公園・図書館等

※公 費 : 受益者 = 100% : 0%

## ⑥使用料決定の考え方

室名		面積 (m <sup>2</sup> )	目安となる 使用料		使用料 (案①)	使用料 (案②)		近隣類似施設から 試算した参考額				
洋室	洋室1、3 (大)	85	417円	調整			参考	340円	～	515円		
	洋室4 (中)	58	284円					259円	～	305円		
	洋室2 (小)	40	196円					195円	～	346円		
和室	和室1、2 (大)	80	392円						～	798円		
	和室3、フールーム (中)	70	343円					300円	～	632円		
	和室4 (小)	40	196円					176円	～	533円		
フロア	フーリング室1 (大)	115	564円							383円	～	725円
	フーリング室2、3(中)	80	417円							425円	～	519円
音楽室	音楽室1	115	564円							566円	～	661円
	音楽室2	28	137円							187円	～	
工作室		120	588円					469円	～	725円		
調理室		120	588円					540円	～	810円		
多目的ホール		253	1,240円					811円	～	1,851円		

施設の規模毎に料金を分類した場合

施設の種類毎に料金を分類した場合